

電気柵購入支援事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、鳥獣による農林畜産物および生活環境に対する被害(以下「鳥獣被害」という。)を防止し、有害鳥獣が出没しにくい集落環境を整備するとともに、地域の持続的な振興を図るため、市内の田畑等これに類する場所において、電気柵を購入かつ設置した者に対し、予算の範囲内において電気柵の購入費用の一部を補助することについて、喜多方市野生獣被害対策事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内の行政区であって、市の集落環境診断の実施実績があり、かつ集落環境診断の結果に基づいた被害対策計画を作成している地区(以下「計画作成地区」という。)
- (2) 市内に住所を有する住民で構成された団体または市内に主たる事業所を有する法人(3戸以上の個人で構成されたものをいう(以下「団体または法人」という。))
- (3) 市内に住所を有する個人(以下「個人」という。)

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、鳥獣被害を防止するために、市内に設置する電気柵の購入に要する経費とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助対象者は、電気柵を購入しようとする日から概ね1か月前までに、野生獣対策事業補助金交付申請書(要綱様式第1号)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書(様式第1号)
- (2) 第2条第1号の規定により申請する場合にあつては、集落環境診断に基づく被害対策計画書及び電気柵設置が行政区の了承を得ていることを証する書類
- (3) 第2条第2号の規定により申請する場合にあつては、団体または法人の規約の写し

(補助金の交付申請の制限)

第5条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合は交付申請ができない。

- (1) 同一年度内における複数の交付申請
- (2) 電気柵を設置しようとする場所が、過去にこの補助金交付を受けて電気柵を設置した場所と同一の場所である場合
- (3) 電気柵を設置しようとする場所が複数にわたる場合において、設置個所間の距離が大きく離れているなど、およそ一体的に管理できない場所である場合
- (4) 過去に第2条第1号の規定により計画作成地区として補助金の交付を受けた行政区が、要綱第2条の別表(1)の計画作成地区として補助金の交付を受けようとする場合

(遵守事項)

第6条 交付にあたっては、補助対象者は、次の各号に定める項目を遵守するものとする。

- (1) 補助対象者は、電気柵の機能が良好な状態で保持できるように維持管理し、また、使用に当たっては事故等に対し十分に配慮するとともに補助金の交付の目的に従ってその効果的な運用を図る。

(2) 補助対象者は、電気柵の設置と併せて、被害防止に必要な対策(農地および集落周辺の刈り払い、誘因物の除去ならびに追い払い等)を積極的に実施し、継続的な鳥獣被害対策を行う。

(変更の承認の申請)

第7条 規則第6条の規定に基づき市長の承認を受けようとする場合は、野生獣被害対策事業変更(廃止・中止)承認申請書(要綱様式第3号)に電気柵購入支援事業変更後実施計画書(様式第2号)を添えて市長に提出しなければならない。

(完了報告)

第8条 補助金の交付決定の通知を受けた補助対象者(以下「補助事業者」という。)は、事業が完了したときは、速やかに電気柵購入支援事業完了報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の完了報告書が提出された場合は、その内容を審査するとともに現地確認により事業実施を確認し、必要に応じて指導・助言を行うものとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条の規定による実績報告は、野生獣被害対策事業実績報告書(要綱様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日(電気柵の設置が完了した日)から起算して14日以内又は当該補助金の属する会計年度の3月31日のいずれか早い日までに行うものとする。

(1) 事業実施に要した資材の購入に係る納品書、領収書および内訳書の写し

(2) 電気柵設置箇所の位置図

(3) 電気柵設置箇所の写真

(補助事業者の責務)

第10条 補助事業者は、当該事業に伴う危険および損害の防止に努めるとともに、自己および第三者に損害を与えたときは、その責めを負わなければならない。

(成果の報告)

第11条 第2条第1号及び同第2号の規定により補助金交付を受けた補助事業者は、事業完了年度より3年の間、電気柵購入支援事業成果報告書(様式第4号)を提出しなければならない。

2 市長は、補助事業者から報告された成果について、本市における鳥獣被害対策の推進のために活用できるものとする。

(用語の定義)

第12条 この要領における、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 電気柵

別表に掲げる規準を満たすものをいう。

(2) 集落環境診断

地域ぐるみの総合的な鳥獣被害対策戦略を住民自らが市や専門家の助言を経て検討し、現地の被害状況の把握や被害原因の分析および、被害対策の立案ならびに対策の効果検証まで行うものをいい、行政区または集落を対象として実施するものをいう。

(3) 被害対策計画

行政区または集落が、集落環境診断を経て作成する、その行政区または集落における鳥獣被害対策の方針および対策実施内容ならびにその役割分担を明確にした計画のこ

とをいう。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日より施行する。

この要領は、令和4年4月1日より施行する。

別表

| 区分 | 仕様基準 | 設置基準 |
|---------------|--|--|
| 1 全体 | ① 電気柵の製造メーカーが製造した既製品であること(個人が自作したものでないこと)。 ② 防除の対象とする鳥獣の生態や運動能力を考慮した設計であること(柵線の設置段数、設置間隔等)。 | ① 防除の対象とする鳥獣の生態や運動能力を考慮した設置であること(柵線の設置段数、設置間隔等)。 ② 原則として設置場所を四面囲う形で設置すること(口の形)。 ③ 設置場所の地形に応じて支柱等で鳥獣の侵入路を塞ぐこと。 ④ 電気柵の外縁に、鳥獣の足場となる物(石、樹木等)や、通電を阻害する構造物が無いように設置すること。 ⑤ 電気柵設置後は、電気柵の外縁 50～200 cmの範囲を刈り払い等により空間を確保すること。 ⑥ 電気柵の設置場所には、必ず危険である旨の表示をすること。 |
| 2 電源装置(電気柵本体) | ① J(ジュール)、V(ボルト)等の表示により出力が確認できるものであること。 ② 設置後に 4,000V 以上の電圧が確保できる能力があること。 ③ 草等の接触により、電圧が容易に 4,000V 以下になるものでないこと。 ④ 実用最大距離に応じた設置個数であること。 | ① 原則として、電源装置(電気柵本体)およびバッテリーを柵の内側に設置すること。 |
| 3 支柱 | ① 漏電の恐れがないものであること。 ② 設置後の地上高について、防除の対象とする鳥獣の生態や運動能力を考慮した適切な高さのものとする。 | ① 設置間隔は、およそ 4 m 以下とすること。 ② 柵線の内側になるように設置すること(碍子を外側に向けて設置すること)。 |
| 4 碍子 | ① 漏電の恐れがない素材・構造であること | ① 外側に向けて設置すること。 |
| 5 柵線 | ① 化学繊維に金属ワイヤーが編み込まれているもの、もしくは金属線(アルミ等)であって棘の無いもの。 | ① 柵線の段数は、防除の対象とする鳥獣の生態や運動能力を考慮した数にすること。 ② ニホンザルの対策に供する場合は、中段から上段にかけての柵線をプラス線とマイナス線が交互になるよう配置すること。 |

様式第 1 号（要領第 4 条）

電気柵購入支援事業実施計画書

1 事業実施計画の概要

| | | | | |
|--------------------------------|------------------------------------|----|--------|--|
| 事業実施主体 | | | | |
| 事業目的 | 電気柵の購入および設置 | | | |
| 対象獣 | ニホンザル・イノシシ・ツキノワグマ・ニホンジカ・その他 () | | | |
| 実施場所 | | | | |
| 実施場所の概要 (被害の現状等) | | | | |
| 電気柵設置後の 対策実施内容 (第 6 条関係) | | | | |
| 設置規模 | 面積 (a) | | 外周 (m) | |
| 実施期間 | 着手 | | 完了 | |
| 事業費(円) | | 負担 | 補助金額 | |
| | | 区分 | 自己資金 | |

2 管理

| 受益者 | | 管理体制 | | |
|-----|----|------|-----|-------|
| 氏名 | 住所 | 見回り | 草刈り | 設置・撤去 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

3 添付書類

- (1) 事業実施に要する資材の購入に係る見積書および資材の内訳書の写し
- (2) 電気柵の設置予定箇所の位置図および写真

様式第2号（要領第7条）

電気柵購入支援事業（変更）実施計画書

1 事業実施計画の概要

| | | | | |
|------------------------------|------------------------------------|----|--------|--|
| 事業実施主体 | | | | |
| 事業目的 | 電気柵の購入および設置 | | | |
| 対象獣 | ニホンザル・イノシシ・ツキノワグマ・ニホンジカ・その他 () | | | |
| 実施場所 | | | | |
| 実施場所の概要 (被害の現状等) | | | | |
| 電気柵設置後の 対策実施内容 (第8条関係) | | | | |
| 設置規模 | 面積 (a) | | 外周 (m) | |
| 実施期間 | 着手 | | 完了 | |
| 事業費(円) | | 負担 | 補助金額 | |
| | | 区分 | 自己資金 | |

2 管理

| 受益者 | | 管理体制 | | |
|-----|----|------|-----|-------|
| 氏名 | 住所 | 見回り | 草刈り | 設置・撤去 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

(注) 変更前計画からの変更箇所を朱書きすること。

3 添付書類

- (1) 事業実施に要する資材の購入に係る見積書および資材の内訳書の写し
- (2) 電気柵の設置予定箇所の位置図および写真

様式第3号（第8条）

年 月 日

喜多方市長 遠藤 忠一 様

団体名称

(代表者) 住所

(代表者) 氏名

(電 話) — —

電気柵購入支援事業完了報告書

年度において、次のとおり電気柵購入支援事業を実施したので、電気柵購入支援事業第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

| | |
|-------------|--|
| 団 体 名 ・ 氏 名 | |
| 交 付 年 月 日 | |
| 交 付 決 定 額 | |
| 着 手 年 月 日 | |
| 完 了 年 月 日 | |

喜多方市長 様

団体名称

（代表者）住所

（代表者）氏名

（電 話） — —

電気柵購入支援事業成果報告書

年度に実施した、電気柵購入支援事業について、電気柵購入支援事業実施要領第11条の規定により、成果を報告します。

1 事業目的 電気柵の購入および設置

2 防除対象

(1) 対 象 獣

(2) 被害作物等

3 実施場所 喜多方市 _____

4 電気柵設置期間

設置： 年 月 日 ～ 撤去： 年 月 日

5 電気柵の管理状況

| 管理内容 | 設置面積 | 設置期間中の管理状況 | | |
|------|--------|------------|-------|--------|
| | 延長（外周） | 見回りの回数 | 除草の回数 | 被害発生回数 |
| 設置規模 | a | 回 | 回 | 回 |
| | m | | | |

6 被害対策の効果（該当するものに○をつけてください。）

(1) 電気柵を設置したことによって、被害はどのように変化しましたか？

① 無くなった ② 減った ③ やや減った ④ 変わらない ⑤ やや増えた ⑥ 増えた

(2) 電気柵を設置したことによって、被害対策の効果はありましたか？

① 大いにあった ② あった ③ ややあった ④ あまり無かった ⑤ 無かった

(3) (1)(2)で○をつけた理由を具体的に記入してください。

[]

6 添付書類

電気柵が設置されていることが分かる写真